

杉並区水泳連盟倫理規程

(目的)

第1条

この規程は、杉並区水泳連盟(以下「この団体」という。)の事業活動に参画するもの及び 連盟員・競技者等の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、事業を公正かつ適正に運営し、よって杉並区水泳連盟規約(以下「規約」という。)第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条

この規程は、規約第6条に規定する会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事、連盟員、規約第22条に規定する名誉会長、名誉副会長、相談役、顧問及び参与、規約第23条に規定する賛助会員(以下「役員等」という。)に適用する。

(役員等と競技者の基本責務)

第3条

- 1 役員等と競技者は、第1条の目的を達成するため、この団体の定款及び諸規則に基づき、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。
- 2 役員等と競技者は、「公益財団法人日本水泳連盟及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」を十分に理解し、実践しなければならない。

(役員等と競技者の遵守事項)

第4条

- 1 役員等と競技者は、法令及びこの団体の定める規則を遵守しなければならない。
- 2 役員等と競技者は、暴力、各種ハラスメント(セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラス

メント等)、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング等、薬物(大麻、麻薬、覚醒剤等)乱用の違法行為やスポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 3 役員等と競技者は、競泳競技規則に記載されている事項を遵守しなければならない。
- 4 役員等と競技者は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。
- 5 役員等は、個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 6 役員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己・特定団体の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 7 役員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、適正な会計処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 8 役員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを律し、この団体の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(倫理委員会)

第5条

- 1 この規程の実効性を確保するため、理事会の決議により、この団体内に必要に応じて倫理委員会を設置する。
- 2 倫理委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) この団体及び役員等の綱紀肅正の維持・推進に関すること。
 - (2) 法令違反及び倫理規程及び倫理に関する指針並びに競泳競技規則違反に対する処分に関すること。
- 3 倫理委員会に1名の委員長と若干名の委員を置く。
- 4 委員長は、会長が利害関係者を除く理事又は学識経験者の中から推挙する者を理事会に諮って会長が委嘱し、解任する。

- 5 委員は、委員長が利害関係者を除く理事、この団体の連盟員又は学識経験者の中から推挙するものを理事会に諮って会長が委嘱し、解任する。
- 6 委員会は、委員長が招集してその議長となり、議事は委員の合意により決定する。
- 7 倫理委員会の解散は、理事会の決議による。

(違反行為への対応)

第6条

- 1 第2条に規定するものが、この規程に反する行為を行ったおそれがあると認められた場合は、倫理委員会は調査を行い、この規程に違反する行為を行ったと認められる場合は、会長に報告を行う。
- 2 違反行為に対してこの団体としての処分が必要と判断された場合、会長は、理事会の決議を経て倫理委員会に対して事実調査に基づく処分審査を諮ることができる。
- 3 会長は、倫理委員会の意見を聴取した上で、規約にのっとり処分を決定することができる。

(改 廃)

第7条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附 則)

- 1 この規程は、2019年 3月 1日より施行する。

2019年 3月 1日制定